



令和2年度「学校を核とした地域力強化プラン」  
の予算案に係るブロック説明会資料

# 放課後児童クラブ関係・令和2年度予算案の概要

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課

# 放課後児童健全育成に係る主要事項

# 放課後児童クラブの概要

## 【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項):平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

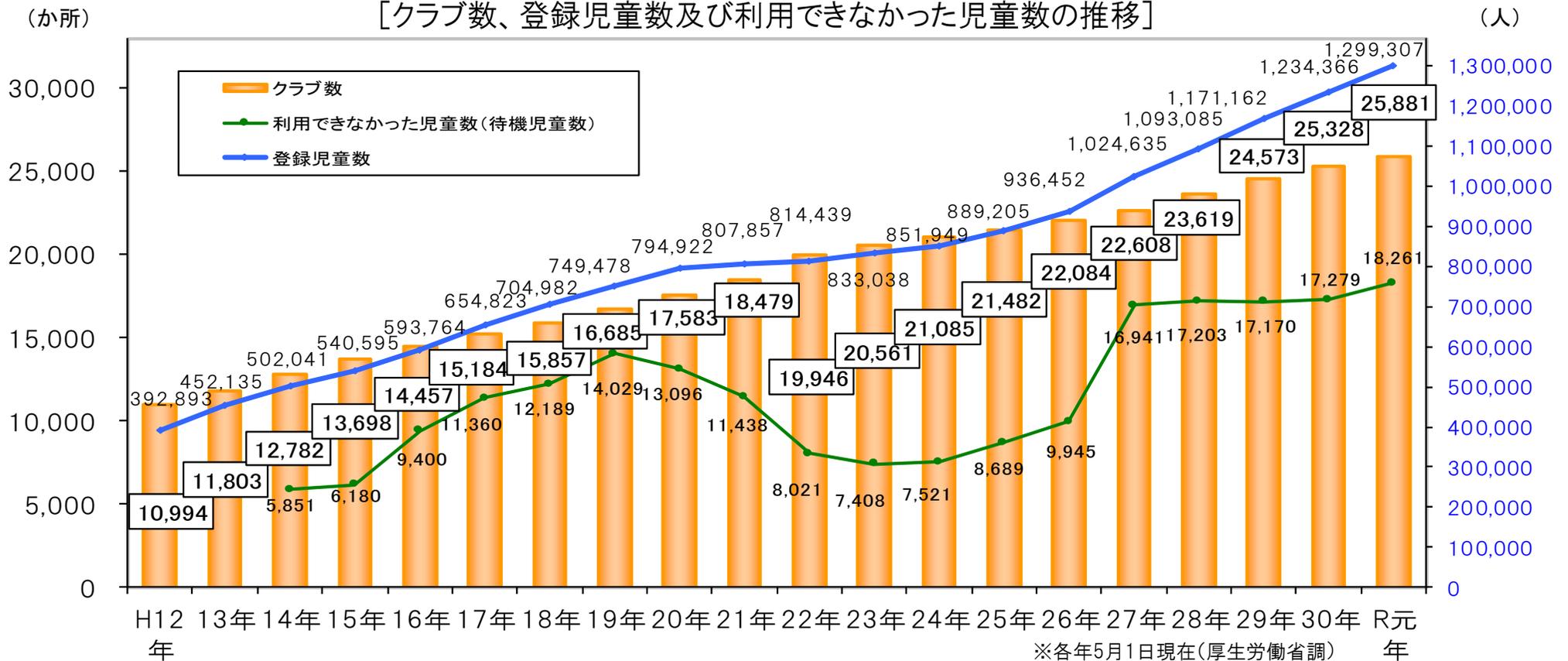
## 【現状】(令和元年5月現在)

- クラブ数 25,881か所  
(参考:全国の小学校19,277校)
- 支援の単位数 33,090単位
- 登録児童数 1,299,307人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 18,261人

## 【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

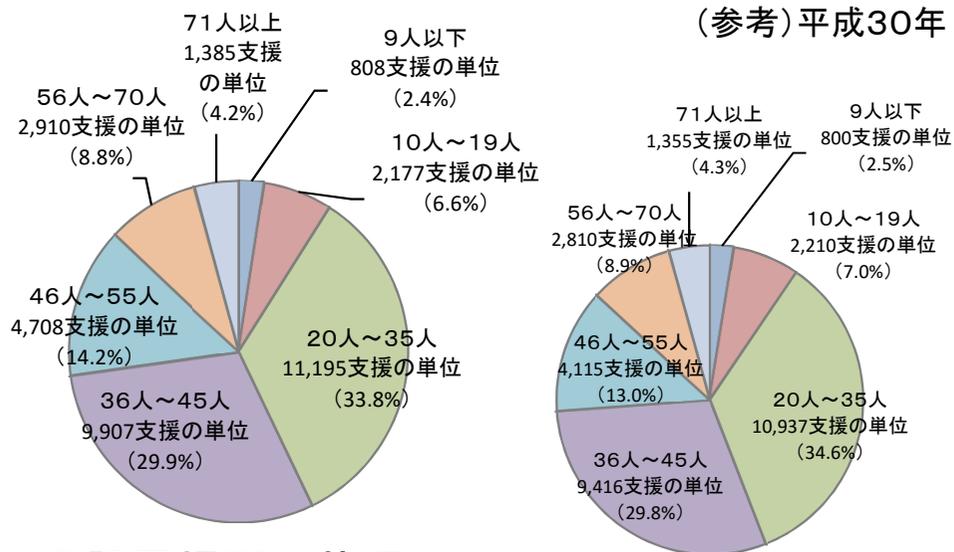
[クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]



# 放課後児童クラブの現状①

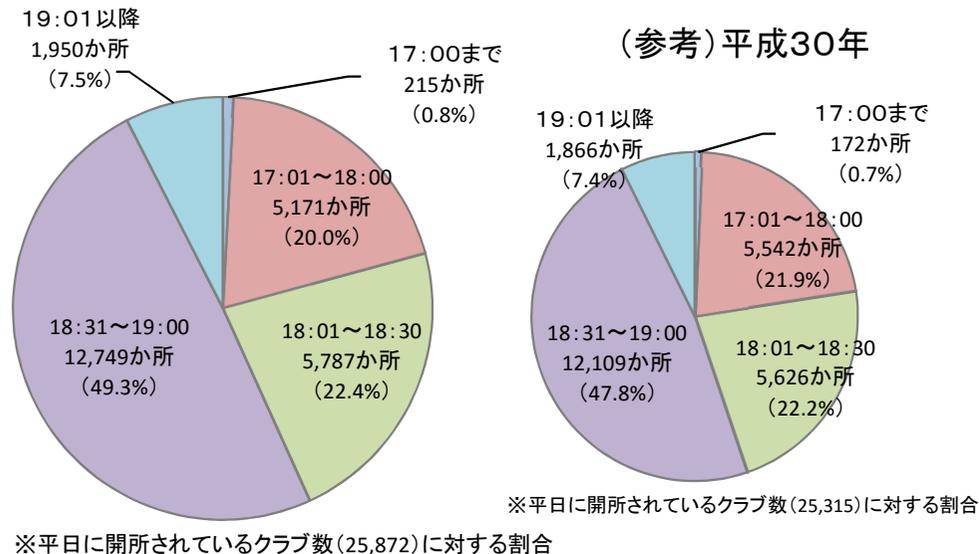
## ○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



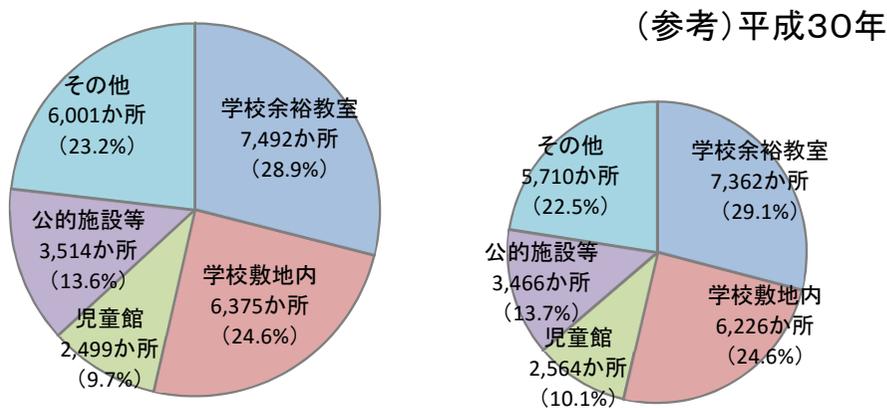
## ○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約57%を占めており、増加傾向にある。



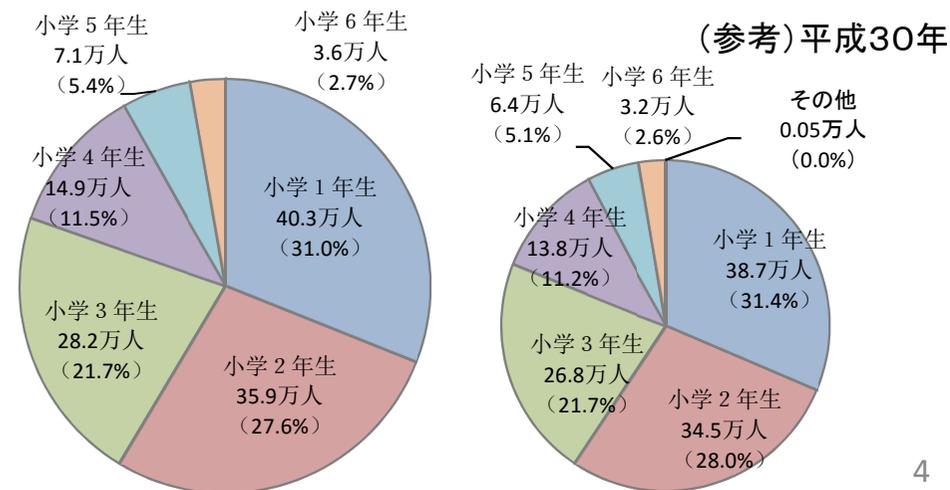
## ○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約10%である。



## ○学年別登録児童数の状況

小学4年生以上の割合が前年比で増加している。  
小学1年生と小学2年生の割合が前年比で減少している。

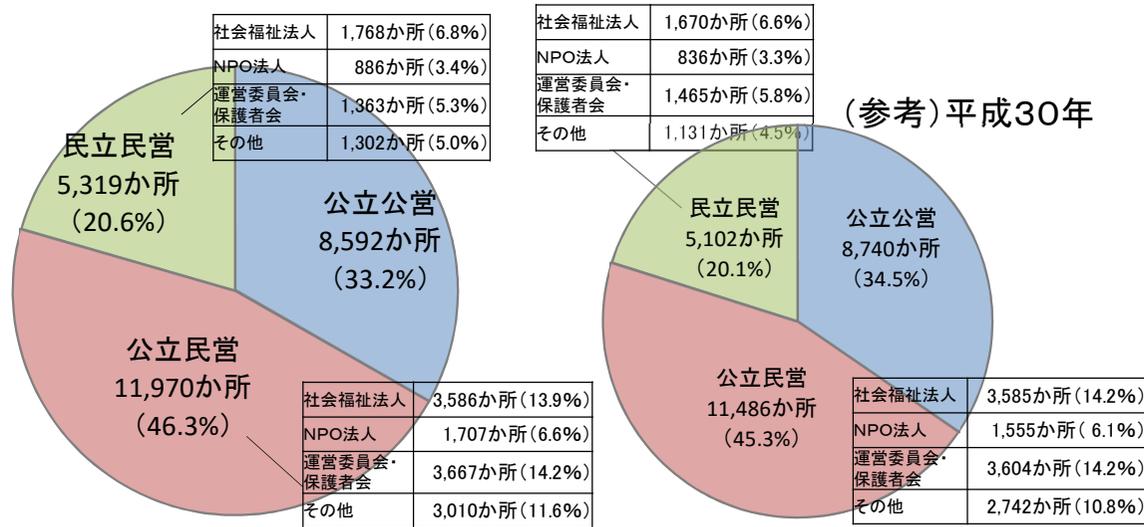


# 放課後児童クラブの現状②

※令和元年5月1日現在  
(厚生労働省調)

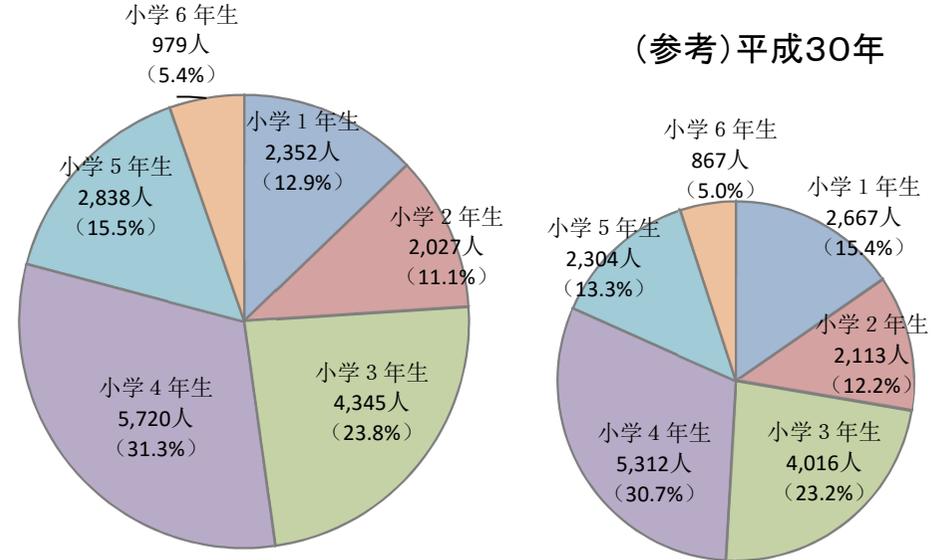
## ○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約33%、公立民営のクラブが約46%、私立民営が約21%を占めている。



## ○待機児童数の学年別の状況

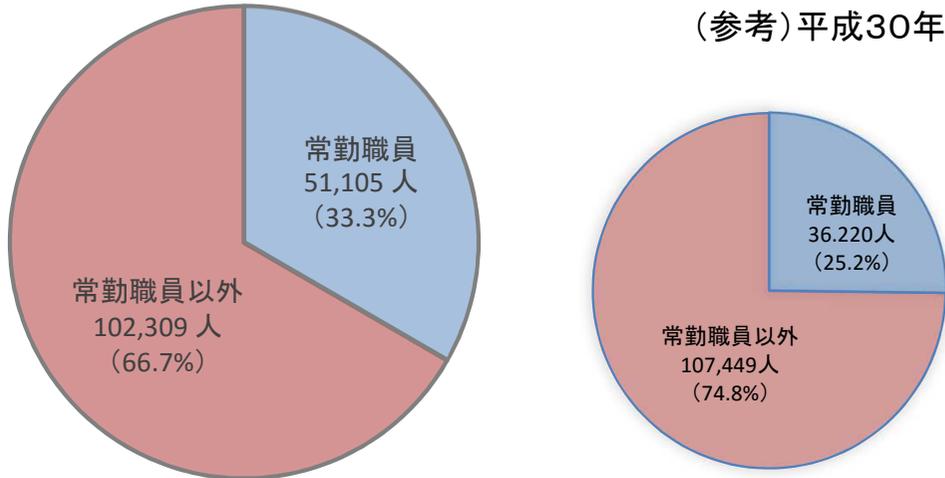
待機児童数の学年別の状況でみると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で72人減少し、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で1,054人増加した。



## ○放課後児童支援員等の状況

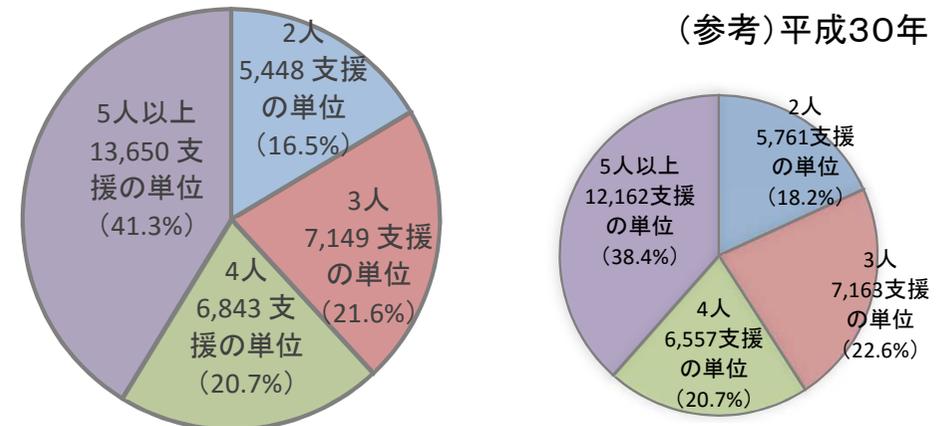
### ①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約33%を占める。



### ②支援の単位あたりの人数

5人以上従事しているところが全体の約41%を占める。



## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- **放課後児童クラブ**について、**2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備**（約122万人⇒約152万人）
- **全ての小学校区**で、両事業を一体的に又は連携して実施し、**うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。**
- 両事業を新たに整備等する場合には、**学校施設を徹底的に活用**することとし、**新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施**することを目指す。
- **子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。**

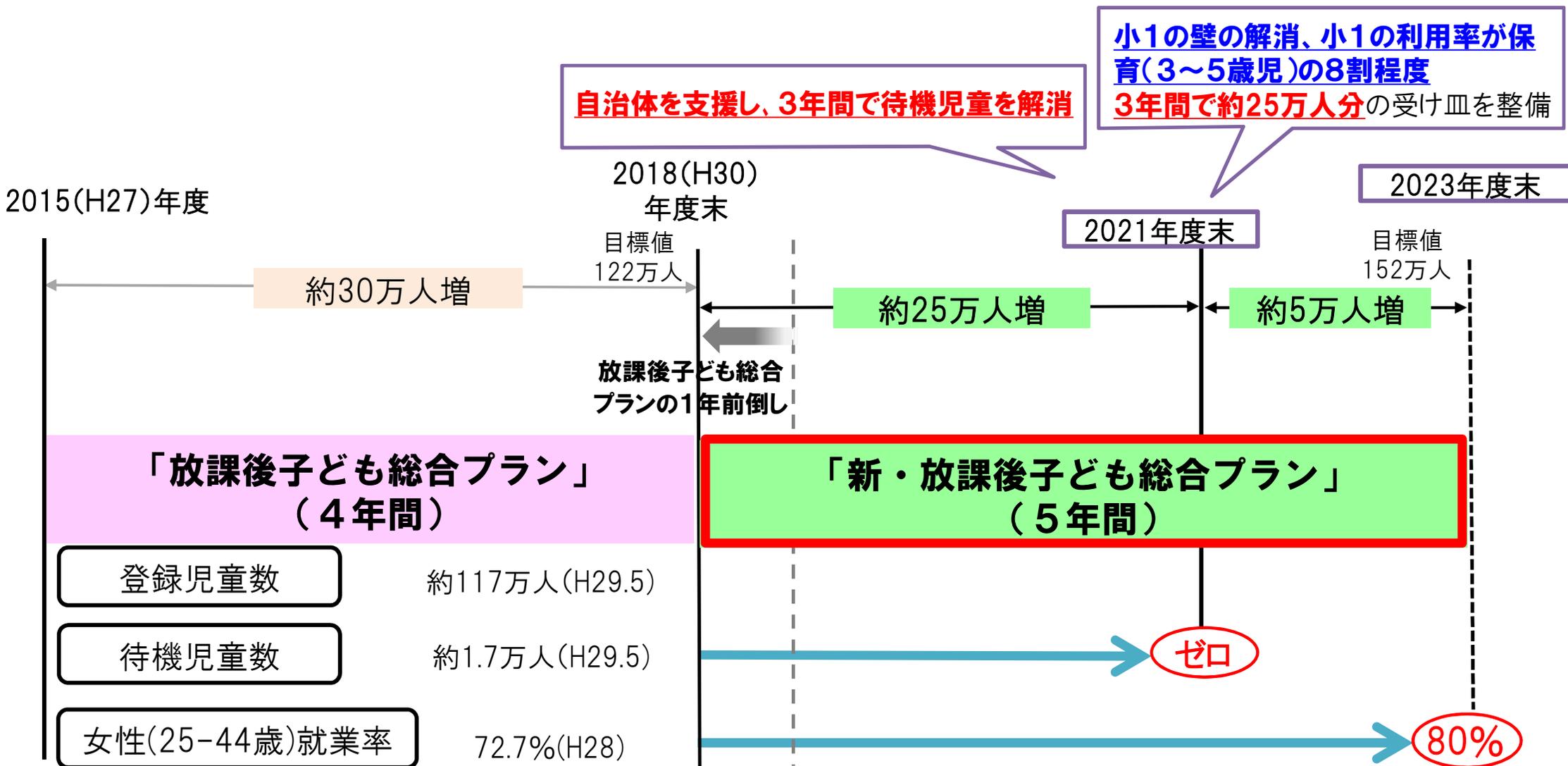
# 放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人

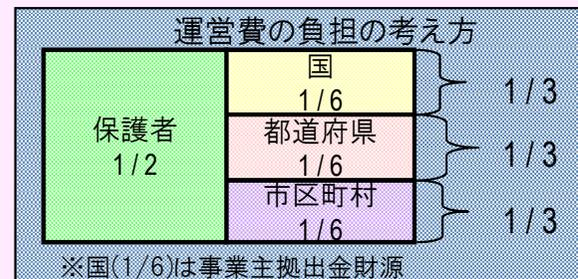


# 令和 2 年度予算案

# 放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和元年度予算 888億円 → 令和2年度予算案 978億円  
 (うち、子ども・子育て支援交付金 令和2年度予算案 812億円)

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。
- 地方分権一括法による「従うべき基準」の参酌化に伴い、常時職員1名配置とするクラブ等について、職員配置等に応じた補助基準額を設定する。
- 実施主体：市区町村(特別区を含む)



## 令和2年度予算案の主な内容

### 1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○ 公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3  
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

### 2 放課後児童クラブ運営費

#### (1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

#### (2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市区町村の支援策等に対する補助。

#### (3) 障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

#### (4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

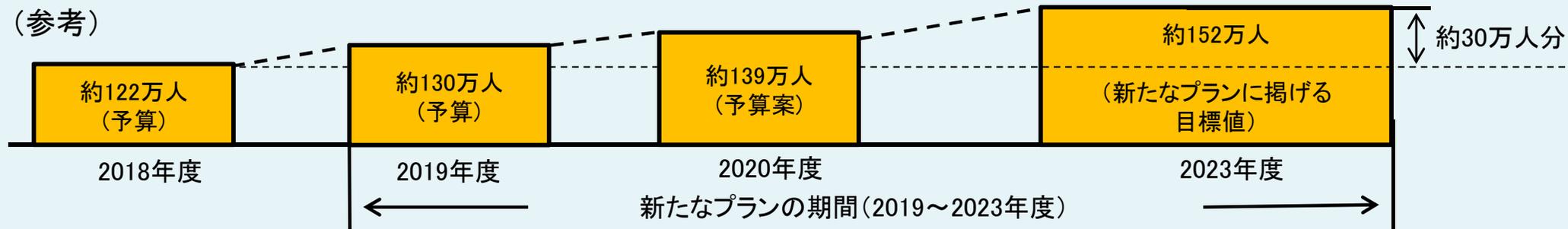
#### (5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ▶ 18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶ 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

#### (6) 要支援児童等対応推進事業(令和2年度新規)

要支援児童等の支援のための職員配置の経費補助。

(参考)



## 放課後児童対策について

### 1 放課後児童クラブ運営費等(内閣府予算)

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分(約122万人から約147万人)の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)の受け皿の整備に向け、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

### 2 放課後児童クラブ施設整備費(内閣府予算)

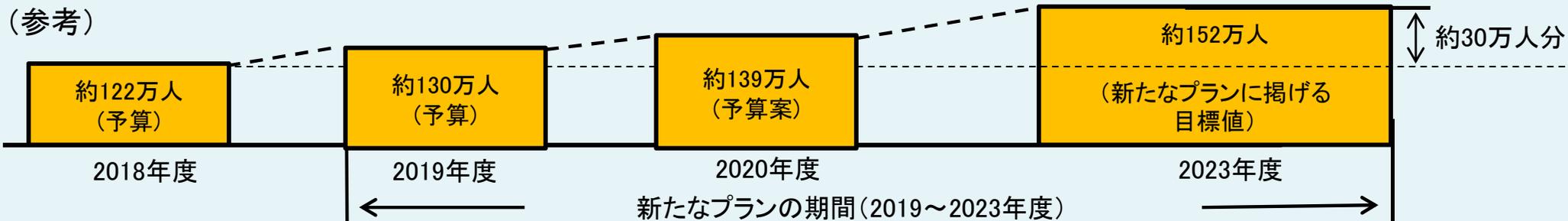
市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げ(公立の場合:国1/3→2/3)を継続する。

### 3 放課後児童対策の推進(厚労省予算)

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

### 4 放課後児童支援員等研修(厚労省予算)

放課後児童クラブの質が確保されるよう、放課後児童支援員等に対する研修を行うための経費に対する補助を行う。



(注)金額は令和2年度予算案額(( )内は令和元年度予算額)

子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):  
1,453億円の内数(1,304億円の内数)

## 1. 運営費等 812億円(731億円)

※補助率:国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

### (1) 量的拡充

#### ① 放課後児童健全育成事業(運営費)

##### (ア) 事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員1名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

(イ) 補助基準額 ※それぞれ児童数36～45人の場合

(i) 設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合

補助基準額(案): [ P ] 千円 (4,484千円)

(ii) 放課後児童支援員1名のみの配置とした場合

補助基準額(案): [ P ] 千円

(iii) 職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合

補助基準額(案): [ P ] 千円

(iv) 職員1名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合

補助基準額(案): [ P ] 千円

#### ② 放課後子ども環境整備事業

##### ア 放課後児童クラブ設置促進事業

##### (ア) 事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業(小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業)の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案): [ P ] 千円 (12,000千円)

## イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

### (ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準(加算)額(案)：[ P ] 千円 (1, 000千円)

## ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

### (ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

〔(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

(イ)補助基準額(案)：[ P ] 千円 (5, 000千円)

## ③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：[ P ] 千円 (1, 847千円)

#### ④ 放課後児童クラブ運営支援事業

##### ア 賃借料補助

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

[ (※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。 ]

(イ)補助基準額(案)：[ P ]千円 (2, 996千円)

##### イ 移転関連費用補助

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：[ P ]千円 (2, 500千円)

##### ウ 土地借料補助

###### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：[ P ]千円 (6, 100千円)

(ウ)補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等以外の民間団体等

#### ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

###### (ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案)：[ P ]千円 (479千円)

## (2) 質の向上

### ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

#### (ア) 事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

(ii) または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち1名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : (i) [ P ] 千円 (1, 575千円) (ii) [ P ] 千円 (3, 012千円)

### ② 障害児受入強化推進事業

#### (ア) 事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児3人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : [ P ] 千円 (1, 847千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 [ P ] 千円 (3, 847千円)

### ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

#### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

(イ) 補助基準額(案) : [ P ] 千円 (575千円)

#### ④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

##### (ア)事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等(要支援児童、要保護児童及びその保護者)の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費を補助する。

(イ)補助基準額(案)：[ P ] 千円

#### (3)その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

##### ○ 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

##### (ア)事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

( i )放課後児童支援員を対象に年額[ P ] 千円(月額約1万円)

( ii )経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に( i )と合わせて年額[ P ] 千円(月額約2万円))

( iii )( ii )の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象に( ii )と合わせて年額[ P ] 千円(月額約3万円))

(イ)補助基準額(案)：( i ) [ P ] 千円(128千円)[1人当たり年額]

( ii ) [ P ] 千円(256千円)[1人当たり年額]

( iii ) [ P ] 千円(384千円)[1人当たり年額]

※1支援の単位あたりの基準額は、[ P ] 千円を上限とする。

## 2. 放課後児童クラブ施設整備費 166億円(157億円)

子ども・子育て支援整備交付金(内閣府所管):  
186億円の内数(170億円の内数)

### 【令和2年度予算案の内容】

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

①実施主体:市区町村

②補助対象事業者:市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

③補助基準額:

ア 新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 [P] 千円(55,386千円)

[(※)次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。]

イ 上記以外の場合: [P] 千円(27,693千円)

④補助率:

〔 【公立の場合】国:1/3、都道府県1/3、市区町村1/3  
【民立の場合】国:2/9、都道府県2/9、市区町村2/9、社会福祉法人等1/3 〕

注:放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施(平成28年度~)

〔 【公立の場合】国:2/3、都道府県1/6、市区町村1/6  
【民立の場合】国:1/2、都道府県1/8、市区町村1/8、社会福祉法人等1/4 〕

### 3. 放課後児童対策の推進 11億円の内数(15億円の内数)

・保育対策総合支援事業費補助金  
:394億円の内数(394億円の内数)

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

#### I 子どもの居場所の確保

1. 児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
  - 待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。※実施主体:市区町村 補助基準額(案):[ P ] 千円(998千円) 補助率:1/3
2. 小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保
  - 地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。  
※実施主体:市区町村 補助基準額(案):[ P ] 千円(998千円) 補助率:1/3

#### II 育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】
  - 利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。 ※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準額(案):[ P ] 千円(4,064千円) 補助率:1/2
2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター事業」及び「保育人材確保支援事業」の中で実施】
  - 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。※実施主体:都道府県、市区町村 補助基準加算額(案):[ P ] 千円(1,161千円) 補助率:1/2

## 4. 放課後児童支援員等研修関係

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資  
質向上・人材確保等研修):  
29億円の内数(31億円の内数)

### (1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

#### ① 放課後児童支援員認定資格研修事業

##### (ア) 事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、指定都市、中核市 (一部委託可)

(ウ) 補助基準額: 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。

#### ② 放課後児童支援員等資質向上研修事業

##### (ア) 事業内容

平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

(イ) 実施主体: 都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)(委託可)

(ウ) 補助基準額: 厚生労働大臣が認めた額

(エ) 補助率: 国1/2、都道府県・市区町村1/2

(オ) その他: 放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

## (2) 指導者養成等研修事業

### ○都道府県認定資格研修講師養成研修

子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成等研修事業):  
2.5億円の内数(2.4億円の内数)

#### (ア) 事業内容

都道府県知事等が行う研修(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

(イ) 実施主体: 国(民間団体に委託して実施)

# 放課後児童クラブの運営費について

地方分権一括法による放課後児童クラブに関する従うべき基準の参酌化(2020年4月施行予定)に伴い、放課後児童クラブ運営費について、以下のとおり見直しを行う。

## I 人員配置基準

- 放課後児童支援員の配置基準(従うべき基準)
  - ・ 2人以上の配置(うち1人を除き、補助員の代替可)
  - ・ ただし、登録児童数が20人未満の場合は、1人は兼務可



参酌すべき基準

1) 児童が少ない時間帯(夕方の遅い時間、土日等)のみ、職員1名配置とするクラブについては、現行と同額の補助基準額により補助。

2) 児童が少ない時間帯に限らず職員を1名配置とするクラブについては、減額した補助基準額により補助。

## II 資格要件

- 放課後児童支援員の資格(従うべき基準)
  - ① 保育士、社会福祉士、教員等の基礎資格
  - + ② 16科目、24時間の研修受講義務



参酌すべき基準

○ 放課後児童支援員を配置しないクラブについては、減額した補助基準額により補助。

※ 基礎資格を有する研修未受講者(2019年度までの経過措置により放課後児童支援員)は、参酌化施行後3年の見直しまでの間(令和4年度末まで)に研修修了を予定する者も、補助要綱上は放課後児童支援員とみなし、これまでと同様に補助。

### 《平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日 閣議決定)》

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の向上の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。